平成２８年

第７回 農地部会（定例会）議案

平成２８年６月７日

前橋市農業委員会

平成２８年　第7回 農地部会 議 事 録

・開会日時　　平成２８年6月７日　　午後２時００分
・閉会日時　　平成２８年6月７日　　午後３時５９分
・開催場所　　市庁舎７階　農業委員室

・出席委員（１５名）
１番　金子　賢太郎　　２番　木村　隆一　　３番　三森　和也　　４番　星野　好孝
５番　江原　弘　　６番　関口　喜弘　　７番　小堀　清　　８番　深町　冨士雄
９番　宮本　武夫　　１０番　岡　賢一　　１２番　太田　朗　　１３番　星野　研一
１６番　木村　謙　　１８番　猪熊　克己　　１９番　根岸　惠夫

・欠席委員（4名）
１１番　浅井　雅彦　　１４番　関根　由彦　　１５番　萩原　秀治郎　　１７番　大﨑　玉雄

・事務局出席者
事務局長　吉井　一夫　　係長　齋藤　孝朗　　副主幹　高山　幸治　　主任　有本　紀子
主任　冨澤　和則　　臨時職員　宮田　厚子
・その他の出席者
農業委員会長　　堀越　恒弘
会長職務代理者　小泉　俊夫
農林課主任　　蛭田　美恵子

・付議事件
（１）議案第３４号　　農地法第３条の規定による許可申請について
（２）議案第３５号　　農地法の規定による許可後の計画変更申請について（５条）
（３）議案第３６号　　農地法第４条の規定による許可申請について
（４）議案第３７号　　農地法第５条の規定による許可申請について
（５）議案第３８号　　農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・報告事項
（１）第２４号　　農地法第４条の規定による届出書の受理状況について
（２）第２５号　　農地法第５条の規定による届出書の受理状況について
（３）第２６号　　農地法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況について
（４）第２７号　　農地法第４条、第５条の規定による意見聴衆結果について

吉井局長　定刻になりましたので、これより平成２８年第７回農地部会を開催いたします。

なお、本日の欠席通告者は、１１番　浅井　雅彦委員、１４番　関根　由彦委員、１５番　萩原　秀治郎委員、１７番　大﨑　玉雄委員、の４名であります。従いまして在任委員１９名中１５名の出席であり、農業委員会等に関する法律第２８条第４項で準用する第２７条第３項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。本日は大﨑部会長が欠席ですので、深町部会長職代から、ごあいさつを申し上げます。

深町部会長職代　◇（あいさつ）

吉井局長　続きまして、堀越会長よりごあいさつをお願いいたします。

堀越会長　◇（あいさつ）

吉井局長　会議規則第５条の規定、及び、委員会規程第３条の準用により、深町部会長職代が議長となり会議を進めることとなりますのでよろしくお願いいたします。

《深町部会長職代、議長に就任》

議　長　それでは、平成２８年第７回農地部会を開会いたします。初めに、議事録署名委員を指名いたします。６番　関口　喜弘委員、１０番　岡　賢一委員にお願いいたします。

議　長　それでは議事に入ります。

議案第３４号・農地法第３条の規定による許可申請について、整理番号１番から１２番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

冨澤主任　◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積、稼動力を朗読、説明。）

整理番号１２番、農地の面積は５反未満ですが、社会福祉法人が野菜を作ることにより、入居者のリハビリ訓練や、他の障害者との交流などのため農地を取得するものであり、農地法施行例第２条第１項第１号の不許可例外法人に該当することを報告致します。以上、整理番号１番から１２番は農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議　長　なお、整理番号２番、３番、１２番については面接調査を、実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

９番委員（２班班長）　現地案内図３条の２番、３番をご覧下さい。申請人は、今年３月末で高校の教師を定年退職し、第二の人生を農業従事しようと決意しました。自然の中で働くことに大きな喜びを見いだし、全て自分の責任で仕事が出来ることを楽しみに農業に取組みたいと思います。作付けは、初年度はムキネギを３反、ブロッコリーを２反作付けし、２年目・３年目で収穫量を増やす予定で、安定した営農計画を立てました。農業は高齢化が進み、担い手不足や農地の遊休化等の地域農業が抱える課題に対応し、農業が将来にわたり維持・発展していくために微力ながら尽力したいと思いますとの事です。面接には本人が来られました。作付け計画を尋ねたところ、ムキネギ３反７，５００ｋｇ、ブロッコリー２反１，０００ｋｇ収穫予定で初年度売上１８０万円の見込みで、３年度は２８０万円までにしたい。又、軌道に乗れば更に遊休農地等も借入れしたいとの事です。農業従事者は奥さん、次男、本人の３名で行うとの事です。農業機械はトラクター２台、ネギ皮むき機があり、通勤距離２００ｍくらいで、現在はＪＡの準組合員で、正組合員申請中との事です。調査班としては以上の事から、許可相当と判断致しました。

現地案内図３条の１２番をご覧下さい。面接には社会福祉法人の方と、行政書士が来られました。申請理由は、当法人は、平成１３年より身体障害者療護施設を、そして平成２４年より共同生活援助施設を運営しておりますが、入所者のリハビリ訓練、また他の障害者との交流や創作活動等、地域社会で生きがいを感じられる身近な施設として運営しております。この度、その一環として農業用ハウスを建て利用したく申請ビニールハウス３棟

建てトマト栽培をし、施設内で使用、その他は理事長の友人でトマト栽培をしている方の所で、市場に出荷してもらうとの事です。農業指導者は理事長の友人でトマト栽培をしている方に指導していただきます。また、施設から職員1名をその方のところへ派遣し、栽培指導を受けています。農業機械は地元の方に協力していただけます。調査班としては、以上の事から許可相当と判断致しました。

議　長　以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

１番委員　整理番号１２番、全部の面積２，０３７㎡ですが。

９番委員　農地としてここにハウスを建てます。

齋藤係長　３条ですので農地を農地として使用したいとの事です。

議　長　整理番号４、５、６の従業員構成はわかりますか。面積が倍になりますが。

冨澤主任　代表者が近隣の方を雇って耕作しています。

会　長　整理番号１２番、ハウスの面積は。

冨澤主任　１０ｍ×３６ｍ（３６０㎡）が３棟です。

５番委員　整理番号７番２９４㎡ですが、土地は続いていますか。

冨澤主任　申請地は自分の土地の隣です。

議　長　その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から１２番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第３４号・農地法第３条の規定による許可申請については、整理番号１番から１２番を許可とすることに決定いたします。

次に、**議案第３５号・農地法の規定による許可後の計画変更申請・５条許可**について、整理番号１番、２番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹　◇（議案書・順次、地目、面積、変更内容、申請理由を朗読、説明。）

議　長　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

１番委員　整理番号１番、１種農地ですか。

高山副主幹　１種農地ではありません。

議　長　その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番、２番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第３５号・農地法の規定による許可後の計画変更申請・５条許可について、整理番号１番、２番を承認とすることに決定いたします。

次に、**議案第３６号・農地法第４条の規定による許可申請**について、整理番号１番から８番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

有本主任　◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明）

なお、整理番号１番から８番は議案書にありますとおり、農地法第４条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。

議　長　なお、整理番号２番、６番、８番については現地・面接調査を、整理番号３番については面接調査を、実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

９番委員（２班班長）　現地案内図４条の２をご覧下さい。申請地はぐんまフラワーパークから北西へ約１．５ｋｍに位置し、周囲は農地、山林に囲まれた小集団農地で、第２種農地です。申請地は、山間部に位置し隣接地も山林で、植林用地として適切な場所であるため、植林し活用したく申請との事です。面接には本人が来られました。資材が置かれているので片付けはどの様にするのか尋ねた所、早急に行うとの事です。植林計画を尋ねた所、椿（５１本）、ブナ（１５０本），コナラ（１４７本）その他で各種苗木、一本当たりの単価並びに、入荷

先を尋ねた所正式な回答なし。育てた苗木は建築業をしているので自社にて使用したいとの事です。調査班としては、各種苗木、一本当たりの単価並びに入荷先の書類提出を６月７日午前中までにお願いしましたところ、書類が提出されました。調査班としては、以上の事から許可相当と致しました。

現地案内図４条の３をご覧下さい。申請地は、市立大胡中学校から北西に約５００ｍに位置し、周囲は、北側は宅地と農地、東側は市道を挟んで墓地、南側は市道を挟んで宅地と農地、西側は農地で、農地と宅地が混在する農地の辺縁部です。申請理由は、本農地は東から西に向かって大きな傾斜があるため、トラクター等が利用できなく耕作しにくく管理に苦慮しているそうです。後継者もいなく農地として利用する考えが無いことから、太陽光施設を設置し有効活用を図りたく申請します。申請地西側の傾斜等により分断するかの判断でしたので、調査班としては、小集団農地の２種農地と判断致しました。以上の事から調査班としては許可相当と判断致しました。

現地案内図４条の６、８をご覧下さい。申請地はぐんまフラワーパークから東に約1.2ｋｍに位置し、周囲は農地と山林が点在する農用地区域内です。申請地は、北側の道路より約５ｍ位低く、隣接地の畑より約４ｍ～５ｍ位低いため盛土をして、既存の良質土を５０ｃｍ表土して戻し、耕作しやすくするため申請するものです。面接には、本人と復元業者の方が来られました。土の搬入等は２年６ヶ月の予定で、Ａ社からです。搬入費用を尋ねたところ、整地のみで無償で測量の一部を支払って貰うそうです。工事内に道路（赤線）水路（青線）ありと尋ねたところ、道路管理課に相談に行っているとの事です。土砂等の埋立てが、１，０００㎡以上の場合は市条例の許可についての説明を致しました。工事中の入口及び他は、単管等で囲い周りに迷惑を掛けないようにするとの事です。農地改良後は、サトイモの作付けをしたいとの事です。転用後は３年６作以上の作付けをしなければならない説明も致しました。調査班としては以上の事から、許可相当と判断致しました。

議　長　以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからご意見、ご質問をお願いします。

会　長　整理番号２、説明で植林計画に椿とありましたが、観賞用ですか。

９番委員　５０年後に建築材料にしたいとの事です。

５番委員　密植して残った木がよい木になるそうです。

９番委員　遊休農地にしないように有効活用したいとの事です。

議　長　整理番号７、農地改良で是正のための始末書とありますが、どの様な関係の始末書ですか。

齋藤係長　前回転用申請が出ておりました近くで、残土が入れている様に見うけられましたので、所有者に確認したところ、申請せずに農地改良しているとのことでしたので、始末書付けて是正のため申請していただきました。

１番委員　整理番号６番、どこからどの様な残土を搬入するのですか。

齋藤係長　埼玉県朝霞市のＡ社のスットックヤードからで建設残土です。

５番委員　検査してあるのですか。

齋藤係長　砂の検査表も資料に添付されており違法性はありません。

１番委員　市の土砂条例に適合するとありますが。

齋藤係長　市の１，０００㎡の土砂条例にかかりますので、市の廃棄物対策課に申請し適時検査をして搬入するようになると思います。

１番委員　残土の費用はかかるのですか。

齋藤係長　残土は無料です、費用がかかるのは測量費です。

議　長　その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から８番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第３６号・農地法第４条の規定による許可申請については、整理番号１番から８番までを許可とすることに決定いたします。なお、３，０００㎡を超える、許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

次に、**議案第３７号・農地法第５条の規定による許可申請**について、審査の都合により始めに、整理番号１番から５９番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹　◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）

整理番号２６番、４６番、開発許可未了のため保留。なお、整理番号１番から２５番、２７番から４５番、４７番から５９番は、農地法第５条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。

議　長　なお、整理番号１９番から２２番、整理番号３５番、整理番号４０番から４２番、整理番号４５番については、現地・面接調査を、整理番号２番については、現地調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

９番委員（２班班長）　現地案内図５条の２をご覧下さい。申請地は、大室公園から北に約７００ｍに位置し、周囲は、北側と南側は宅地、東側は市道を挟んで宅地、西側は農地で、小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地です。申請理由は、現在、建築土木用の架設工事業を営んでおり、足場材が大量に必要であり、自宅兼事務所の敷地では狭く、探していたところ申請地が見つかり農振除外が容認となったため使用してしまったので、正規の手続きをしたく申請するものです。５月現地面接調査時に是正の確認が出来なかったため保留となった案件です。現地は整地が済んでおりましたので、調査班としては以上の事から、許可相当と判断致しました。

現地案内図５条の１９番から２２番をご覧下さい。申請地は、市立滝窪小学校金丸分校から北東に約１．４ｋｍに位置し、周囲を林と農業用施設に囲まれ、申請法人による太陽光発電施設が混在する、小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地です。申請理由は、申請法人は申請地周辺にて既に太陽光パネルを設置しており、太陽光発電事業を行うにあたり、一定規模の土地が必要と考えて申請するものです。面接には本人が来られました。現在、造園業・観葉植物レンタル・太陽光発電施設等を行っているそうです。従業員は、２０名で年間売上は３億５千万円で、既存太陽光発電施設は３ヶ所で４５０ＫＷであるそうです。施設の概要について２６０Ｗのパネルを１，４００枚、発電量は１，２００ＫＷで売電単価は３２円と２４円との事です。回収は２０年を見込んでいるそうです。東電との売電契約は施設工事等の関係で済んでおりません。整地はほぼ現状のままで、自然浸透で、周囲はフェンスをするそうです。以上の事から、調査班としては許可相当と判断致しました。

現地案内図５条の３５をご覧下さい。申請地はぐんまフラワーパークから南東に約２．８ｋｍに位置し、周囲は、北側は農地と宅地、東側は市道を挟んで農地、南側と西側は農地で、小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地です。申請理由は、現在、申請法人は太陽光パネルを設置して売電業を展開しており、良好な用地を求めていたところ、建設資金の目処もつき、土地所有者とも契約が整ったため申請するものです。面接には会社の方と行政書士が来られました。従業員は６名で年間売上は１０億円位あるそうです。既存太陽光発電施設は２ヶ所で１，６００ＫＷであるそうです。施設の概要については、２５５Ｗのパネル８３２枚、発電量は３２４ＫＷで売電単価３２円年間売上は８５０万円を見込んでいるそうです。東電との売電契約は平成２７年３月に済んでいて、費用の回収は６年を見込んでいます。竹林の伐採及び家の取り壊し後、整地するのみで土は入れないとの事で

す。耕作放棄地については是正を行います。設置後の管理については、状態を見て防除シートをします。周囲には、高さ１．５m位のフェンスを設置します。調査班としては以上の事から、許可相当と判断致しました。

現地案内図５条の４０をご覧下さい。申請地は、市消防局東消防署から東に約４００ｍに位置し、周囲は北側と東側は農地、南側は宅地と主要地方道前橋・大間々・桐生線、西側は宅地で小集団の辺縁部に位置する第２種農地です。申請理由は、申請法人は、前橋市及び周辺地域は近年宅地化が進んでおり、住宅地の需要が見込まれるため、建売分譲住宅用地として申請するものです。面接には代表者と代理人が来られました。従業員は５名、パート３名で、年間販売戸数は２０戸～２５戸であるそうです。現在は、在庫はないとのことです。一戸当たりの販売価格は、１，７８０万円位です。建売であって土地分譲ではないことの確認をし、農地法違反の罰則についての説明はしました。申請地には防火槽があり、移設等については市消防局に許可申請をしています。雨水処理は排水溝に流し、照明については特に付けないとのことです。調査班としては以上の事から、許可相当と判断致しました。

現地案内図５条の４１、４２をご覧下さい。申請地は、北関東自動車道駒形インターチェンジから北に約３００ｍに位置し、周囲は、北側はＪＲ両毛線、東側は農地、南側は市道を挟んで農地と宅地、西側は市道を挟んで農地、小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地です。申請法人は、平成１３年より身体障害者療護施設を運営し、平成２４年より共同生活援助施設を運営しておりますが、入所者の希望も多く施設が不足している状態であり、近隣地に施設用地を探していたところ、所有者の承諾を得ましたので申請するものです。面接には社会福祉法人の方と、行政書士が来られました。職員・介助者は６９名で、他の施設数は５３ヶ所で入所者は２６２名。申請地の入所者は入所者７名・通所者７名、利用個人負担金は３８，０００円から３９，０００円であるとの事です。土地造成は現状で整地のみで行います。又、埋立てを行う場合は市条例があることの説明はしました。雨水処理は下水に流し、照明は付ける予定は無いとのことです。以上の事から調査班としては、許可相当と判断致しました。

現地案内図５条の４５をご覧下さい。申請地は市立時沢小学校から北西に約７００ｍに位置し、周囲は、北側と東側と西側は農地、南側は市道を挟んで宅地、農地と宅地が混在する集団農地の辺縁部に位置する第１種農地です。申請理由は、申請地は、日当たり眺めがよく、小学校に近く周辺道路も広く生活環境が整っていると判断し建売分譲住宅を施工販売したく申請しました。面接には本人が来られました。従業員２名、建売分譲の在庫はなしで、年間販売戸数５戸から６戸くらいです。一戸当たりの販売予定価格は２千万円・、３０坪あるそうです。建売であって分譲でない確認をし、罰則の説明等もしました。土地造成より、雨水処理等は道路につなぎ、周囲には照明等は基本的には付けないそうです。調査班としては以上の事から、許可相当と判断致しました。

議　長　以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからご意見、ご質問をお願いします。

７番委員　整理番号１番、使用貸借料の書類が未提出の理由はなんですか。

高山副主幹　代理人に尋ねましたところ、代理人と所有者、利用者の間の仲介者が動いていますが、全員の印がもらえないとの事で代理人に書類が届かず提出されていません。

７番委員　申請はその書類の未提出で不備にはならないのですか。

高山副主幹　不許可になります書類ではありません。

齋藤係長　契約書を付けなければならない条文はなく必要有りません。申請書には全員の方の印が有りますので皆さん認識されています。

高山副主幹　申請書類は揃っています。面接時には固定資産税分についての口約束は出来ているとの

事でした。

１番委員　整理番号１、この申請地が必要なのでしょうか。

高山副主幹　判断するに当たりまして、最初の土地利用計画図を確認し申請地の広さは必要ないのでは、ということで計画図の再提出を求め、面接時に必要性の確認をしました。

１番委員　申請人の事業状況は。

高山副主幹　現在は大規模ではありませんが、この申請地を借りられることによって、事業の拡大を図りたいそうです。ストックヤードにしたいとの事です。

１番委員　現在の従業員数どのくらいですか。

高山副主幹　本人と家族ですが、提携を組んでいる協力会社が１０社ぐらいあり、個人事業主間チームで仕事をまわす方法をとっています

議　長　整理番号３５、太陽光施設ですが、竹藪切開いて大丈夫ですか。

５番委員　中に住宅もあります。

７番委員　整理番号１５、受人が遠方ですが、問題が生じた場合はどうするのですか。

齋藤係長　太陽光ですので基本的には管理は申請人が行いますので不都合はないかと思われます。

議　長　その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号２６番、４６番を保留とし、整理番号１番から２５番、整理番号２７番から４５番、整理番号４７番から５９番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第３７号・農地法第５条の規定による許可申請については、整理番号２６番、４６番を保留とし、整理番号１番から２５番、整理番号２７番から４５番、整理番号４７番から５９番を許可とすることに決定いたします。

次に、整理番号６０番から６６番までの審議をお願いします。この案件につきましては、対象者に太田委員が該当しますので、太田委員の退室をお願いします。

高山副主幹　◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）

なお、整理番号６０番から６６番は、農地法第５条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。

議　長　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご質問、ご意見をお願いします。

◇（質問、意見等なし）

議　長　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号６０番から６６番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第３７号・農地法第５条の規定による許可申請については、整理番号６０番から６６番までを許可とすることに決定いたします。

なお、許可書の交付については、法第４条と同様の扱いとなります。

それでは、太田委員の入室を許可します。

次に、**議案第３８号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定**について、前橋市長から依頼がありましたので、審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

蛭田主任　◇（説明：農林課　地域営農係）

議　長　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご質問、ご意見をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第３８号について、原案を承認し決定することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第３８号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用

集積計画の変更決定については、原案を承認し決定といたします。

議　長　　次に、３２ページ以降の報告事項でありますが、報告事項第２４号から第２７号までとなっております。

第２４号から第２６号までの報告内容は、

〇法第４条の届出書の受理状況　　６件

〇法第５条の届出書の受理状況　　１７件

〇法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況　　３４件

議　長　　報告事項第２７号は、５月部下において許可とした法第４条・第５条の３，０００㎡を超える農地転用許可申請について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」でありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、のちほどご覧いただきたいと思います。

議　長　　以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、農地部会を閉会といたします。

（部会閉会　午後３時５９分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成２８年６月７日

議　長

署名人

署名人